

松江市町内会・自治会加入促進計画
最終報告書

平成26年2月

松江市町内会・自治会連合会加入促進プロジェクトチーム

はじめに

大きな震災や水害を経験し「共助」の大切さが改めて認識されています。行政そのものが被災、あるいはライフラインの寸断により「公助」がすぐには対応困難な状況においては、まず「自助」、そして「共助」が命を守る防波堤であり、私たちの町内会・自治会はまさに地域に最も身近な組織です。

しかしながら、ライフスタイルの変化や少子高齢化などにより、松江市の自治会加入率は65.0%(自治会加入世帯数/住民基本台帳世帯数)と減少に歯止めがかからない状況にあります。

「松江市町内会・自治会連合会」では、自治会加入促進の取り組みを喫緊の課題と考え、平成24年12月 加入促進プロジェクトチームを結成、平成25年11月には、加入促進について先進的な取り組みを行っている大阪府八尾市への視察なども踏まえ、具体的な取り組み方策について検討を重ねてまいりました。

本報告書は、町内会・自治会連合会自らが取り組むべき事項、行政に率先した取り組みを求める事項、町内会・自治会と行政が協働して取り組むべき事項に大別し、具体的な取り組み方策を取りまとめています。

今後、この報告書に基づいて、松江市町内会・自治会連合会は松江市との連携もより一層密にして、共に加入率向上を目指した具体的な取り組みを着実に実行して地域コミュニティの活性化を図り、暮らしやすいまちを目指したいと考えています。

平成26年2月5日

松江市町内会・自治会連合会加入促進プロジェクトチーム
代表 竹矢地区自治協会 会長 後藤 皖一

目 次

I	プロジェクトチーム結成の背景	1
II	調査結果	
1	特例市等調査(概要)	5
2	29地区連合会長調査(概要)	7
III	先進地視察	10
1	大阪府八尾市への視察研修について	10
2	視察研修の内容	10
IV	具体的な加入促進への取り組み	14
1	松江市町内会・自治会連合会の取り組み	14
2	行政の取り組み	15
3	松江市町内会・自治会連合会と行政が協働して行う取り組み	16
V	資料	18
1	プロジェクトメンバー	18
2	検討経過	18

I プロジェクトチーム結成の背景

国、地方とも厳しい経済状況や多様化する市民ニーズに対応していくために、地域でできることは地域で協力しあっていくことが必要であると考えています。

町内会・自治会は次のような活動を通じて住みやすいまちづくりを進める中心的な役割を担っています。

1 地域の安全を守る活動

- ・夜間の犯罪を防止するため、防犯灯の設置やその維持管理を行い、安全で明るいまちづくりに努めています。
- ・子どもたちを交通事故や犯罪から守るため、学校や PTA などの関係団体と協力して登下校時の子どもの見守り活動を行っています。
- ・災害が起きた時にみんなの安全を守るため、自主防災組織を結成するなど、いざという時の備えについて考え、活動しています。
- ・ひとり暮らしの高齢者など支援が必要な方は地域で見守り、いざという時に助け合えるようにしています。

2 地域の環境を守る活動

- ・きれいで住みやすいまちをめざし、花壇などの整備や「クリーンまつえ」に呼応したごみ拾いなどの清掃活動を行っています。
- ・地域の活動拠点である集会所や憩いの場である公園が快適に利用できるよう整備や維持管理を行っています。

3 地域の親睦を図る活動

- ・伝統行事やお祭りなどを継承しながら、新たな交流事業も企画します。
- ・運動会や夏祭りなど様々なレクリエーション活動を行い、地域の親睦も深めています。
- ・子ども会や敬老会などの行事を行っています。また、なごやか寄合事業などにも協力しています。

このように町内会・自治会の役割は重要であるにもかかわらず、価値観の多様化、ライフスタイルの変化により、加入率が減少し平成 25 年には 65.0%まで減ってきました。

表 1. 松江市町内会・自治会連合会年度別加入状況

		H20	H21	H22	H23	H24	H25
合計	加入率 ※	69.0%	68.0%	69.1%	67.6%	66.5%	65.0%
	A世帯数	76,940	77,544	82,489	83,414	84,498	85,944
	B加入世帯数	53,105	52,728	56,984	56,422	56,222	55,884

※算出方法=B 地区から報告を受けた加入世帯数/A 住民基本台帳上の公民館区別世帯数

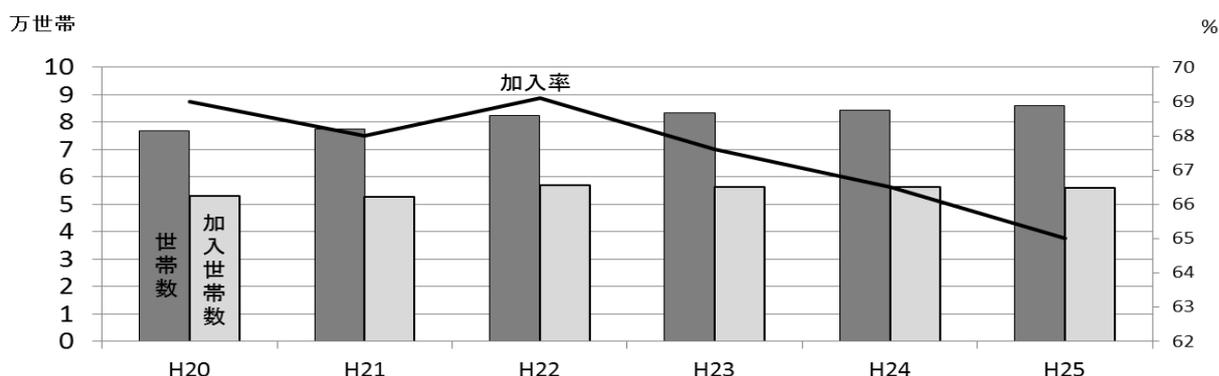


図 1. 自治会加入率等の推移

※H22から東出雲町を含む

ところで、市が先般行った市民アンケート（*1）では、加入しない理由として「どのような活動をしているかわからない」29.8%、「加入する方法がわからない」27.7%、「町内会・自治会の存在すら知らない」27.7%との回答がありました。

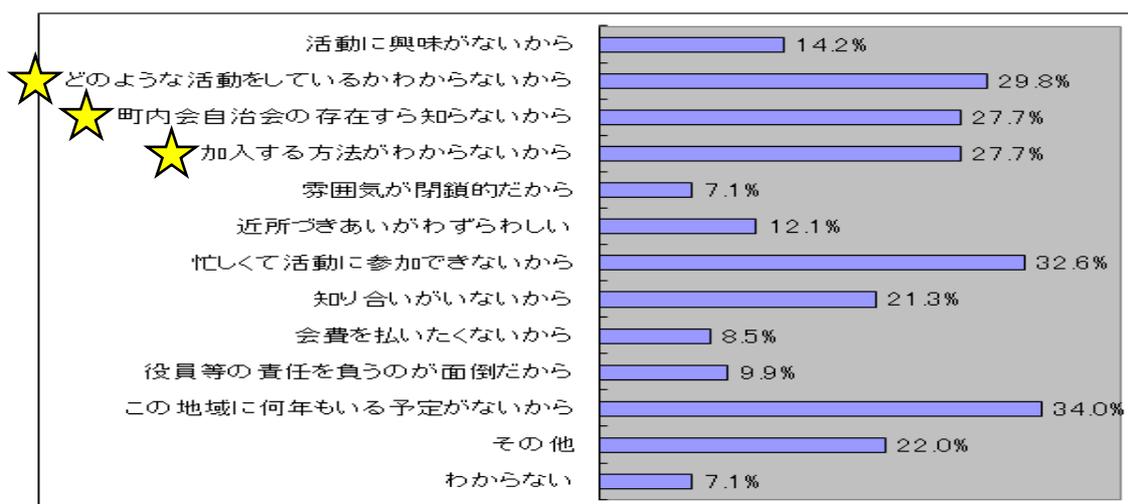


図 2. 町内会・自治会に加入していない理由

一方、「町内会・自治会はなくてはならないか」との問いに対しては、「そう思う・ややそう思う」と回答した割合が 57.8%、「どちらとも言えない」が 30.2% ありました。

Q.町内会・自治会活動はなくてはならない存在だ

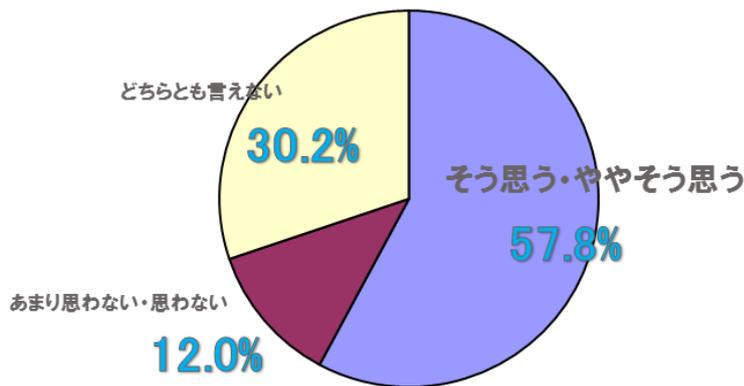


図 3. 町内会・自治会活動の存在に対する意識

このことは、今、加入促進対策を講じれば、一定の効果が期待できる半面、何もしなければ加入率が 60%を切るような状況になってくることを示唆していると言えるのではないのでしょうか。

しかしながら、実際に「加入していない方へのはたらきかけ」が行われているのかについては、「新しく転居してきた方に対する働きかけ」を見ても、35%を超える町内会・自治会が行っていない状況にあります。

また、前述したように転居した方は入会方法などわからない状況がありながら手を拱いているなど、組織的な加入促進が行われていない状況にあります。

Q. 新しく移住してきた方に対し、加入のために何かはたらきかけを行っていますか？

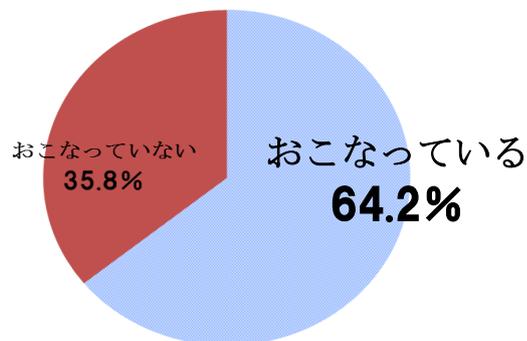


図 4. 未加入者に対するはたらきかけの状況

市民生活の向上と市の発展に寄与することを目的とする松江市町内会・自治会連合会としても、住民に最も身近な町内会・自治会の存続が危ぶまれる状況にあることを認識し、具体的な対策を講じる必要があると考えています。

各地区連合会長への調査においても、加入促進を積極的に行っている単位自治会もありますが、一方、マンションなどへの加入促進については単位自治会での取組みには限界を感じておられるところもありました。

* 1 市民を対象とした「市民活動についての意識調査」より

【調査の概要】・調査期間：平成 24 年 8 月 1 日～8 月 10 日

- ・調査対象：18 歳以上の松江市民から無作為に選ばれた 1,500 人
- ・回収結果：回答数 330 人（22.0%）

* 2 町内会・自治会活動アンケートより

【調査の概要】・調査期間：平成 23 年 7 月 20 日～8 月 30 日

- ・調査対象：松江市単位自治会（803 自治会、東出雲町含まず）
- ・回収結果：回答数 604 人（75.2%）

II 調査結果

1 特例市等調査（調査依頼市 44 市、回答 40 市）

回答概要

項目	先進地等の取組み	課題
広報等	<ul style="list-style-type: none"> ・子育て支援センターでパンフレットを配布。 ・成人式で加入PRチラシの配布。 ・市民フェスティバルでPRコーナーを設置。 ・地域イベントでスペースを借りブースを設置。 ・単位自治会へのチラシの配布。 ・市内のマンションについて、管理会社及び管理組合に区会加入及び設置に係る資料を送付。 	<ul style="list-style-type: none"> ・配布（設置）場所、文面の検討・工夫 ・公民館との連携
窓口対応	<ul style="list-style-type: none"> ・転入者に地区の区長を紹介。 ・建築指導課の窓口において建築主に加入促進チラシを配布している。 ・加入申込者については、その申込書を各町内会長へ郵送し、加入指導につなげる。 ・引っ越しが多くなる年度末に市役所1階の市民ロビーにおいて市と自治振興委員会幹事で呼びかけを行う。 	<ul style="list-style-type: none"> ・町内会・自治会の位置図の更新 ・加入希望者へ会長の連絡先の紹介 ・建築指導課との協議
手引き、マニュアルの作成	<ul style="list-style-type: none"> ・平成25年度より、連合会編集による「町内会に関するQ&A集」の中で、加入促進に関する手順や方法を掲載。 ・自治連合会と市の共催で実施している「自治会長説明会（新任自治会長向け）」で自治会ハンドブックを配布し、加入促進のお願いをしている。 ・Q&A方式の「町内会・自治会お役立ち情報」を作成し会長に配布。 ・自治会連合会では「町内会（自治会）加入促進活動の進め方」という資料を作成している。マニュアルおよび想定問答集。 	<p>具体的な手順、方法 想定問答などの記載するため事例の収集。</p>
業者への働きかけ	<ul style="list-style-type: none"> ・市、連合会と不動産関係団体との懇談会の開催し協定締結に向け検討を開始。 ・不動産協会、宅地建物取引業協会へ入居者へのチラシの配布など協力要請。 ・開発意見書の照会時に、自治会加入の呼びかけを明記。加入チラシも添付し、事業者側からも、積極 	<ul style="list-style-type: none"> ・建築指導課との協議 ・不動産協会、宅地建物取引業協会等との協議

	<p>的に加入を呼び掛けてもらっている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・埼玉県宅地建物取引業協会の埼玉支部に依頼し、草加市等にある 360 社の不動産会社にて、管理・仲介の新規契約時の町会・自治会加入の働きかけ。 ・宅建協会へ加盟している業者の窓口に参加促進チラシを置いてもらい、またポスターも貼ってもらうようお願いしている。 ・新築マンション等の建設説明会時に、地域の自治会・町内会へ加入いただくよう建設業者に協力依頼。 ・建築業者が開発協議を行う際、住宅を購入又は賃貸される方へ業者から町会の加入を呼びかけてもらえるよう依頼している。大規模な戸建て住宅が建設される場合は、町会設立の依頼も行っている。 ・マンション代表者と自治会総連合会との意見交換会を開催している。 	
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・3月の住民異動時期を「加入促進月間」と位置付け、全自治会及び市が連携して加入の呼びかけを展開している。 ・3月の促進月間に合わせて、市民課の待合でキャンペーンを実施予定。住民異動の多い4月までの2ヶ月間、活動写真の展示や自治会区域マップの閲覧などを実施予定。 ・区役所と連携して、モデル地区を設定し、区役所職員と地区住民が協働して加入促進策を検討・実施。 ・3、4月にかけて企業、大学、不動産業者を訪問し、加入案内を実施。 	<ul style="list-style-type: none"> ・加入促進月間の検討 ・公民館との連携

【回答市】

八戸市、山形市、水戸市、つくば市、伊勢崎市、太田市、川口市、所沢市、越谷市、草加市、春日部市、熊谷市、小田原市、大和市、平塚市、厚木市、茅ヶ崎市、長岡市、上越市、福井市、甲府市、松本市、沼津市、富士市、春日井市、一宮市、四日市市、吹田市、茨木市、八尾市、寝屋川市、岸和田市、明石市、加古川市、鳥取市、呉市、佐世保市、岡山市、広島市、山口市

2 29 地区連合会長調査

回答概要

<p>地区連 合会 の 取 組 み</p>	<p>【城北地区】 ・アパート・マンション向けの市報に加入促進チラシを挟んで配布した。</p> <p>【城西地区】 ・住宅団地やマンションの建設業者等へ完成時に町内会の結成と地区連合会への加入の協力を依頼している。 町内会未結成のマンション等の代表者に結成と加入を呼びかけている。 ・未加入のマンションや団地からの情報により、加入促進の相談に乗り、説明会などを実施している。</p> <p>【朝日地区】 ・公民館利用者への呼びかけ これまであまり心に留めていなかったが、公民館利用者に未加入者が意外に多い。そして加入したいと思っている方々も多数いることに改めて気づく。是非、積極的なアプローチを心がけたい。</p> <p>【古志原地区】 ・高齢者、独居者、特別な事情がある世帯などの当番免除。</p>
<p>単 位 自 治 会 の 取 組 み</p>	<p>【城北地区】 ・アパート・マンションが多い町内では、市報などを配布する際に管理人に加入の呼びかけをしているケースもある。</p> <p>【城西地区】 ・南平台3区自治会では「隣人祭」と称して、住民全員や近隣在住の子息などを招き団地に帰ってもらえるように開催している。</p> <p>【朝日地区】 ・役員等の免除 これは高齢者などの加入者から申し出が多い。柔軟に対応している。</p> <p>【古志原地区】 ・自治会長、班長の努力に委ねたが、現実にはなかなか動いてもらえない。特別チームを作ることも考えなくてはならないか。 ・今年は、自治会を中心にして運動を展開したが、今後は特に各団体への取り組みへの働きかけが重要である。(各団体でできることを考えてもらう)</p>

<p>単 位 自 治 会 の 取 組 み</p>	<p>【乃木地区】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・マンション建設業者との協議の中で、分譲マンションの場合は販売条件の中に自治会加入を条件としてもらうよう文書に入れてもらっている。業者の方もその方が後の管理がやりやすいように判断されている。入居後は管理会社の協力を得て文書の配布などやっていただいている。 ・マンションで、小学校地区PTA役員の方に、個別に加入していただける方法を取り、加入されているケースが2マンションある。 ・再区画整理された35区画と17区画の住宅について、2回に分け、概ね80名入居されたところで自治会の説明と歓迎会を実施し、全世帯加入していただいた。 ・分譲マンションは建設業者と話し合い、入居の条件として自治会に入って頂くよう約束。入居後に自治会の説明と歓迎会を実施した。
<p>町 内 会 自 治 会 か ら の 要 望</p>	<p>【城北地区】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・町内会・自治会ではなかなか合意してもらえないので、市のほうで建設部に情報が入った時点で、市の担当者と町内会・自治会長が加入促進を働きかけてはどうか。 <p>【城西地区】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・加入促進重点地区を定め、単位町内会・地区連合会・市町自治連・市の担当係等が協力して運動を進めてはいかがか。 ・マンションなどに対しては、町自連で促進を図ってほしい。町内会では力不足で不可能。 <p>【朝日地区】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地区単位の加入状況の周知 <p>加入状況の数値的現状を周知しつつ、加入促進への意識高揚を図る。また、各地区の加入促進の取り組み状況を随時（毎月）周知いただく。</p> <p>【宍道地区】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・加入促進のため、加入促進パンフレットの作成。 <p>【八雲地区】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域防災、地域福祉の研修会等を利用して結成促進を呼び掛ける。
<p>そ の 他 ご 意 見</p>	<p>【城北地区】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・町内会に加入しない理由の一つに、町内会の役員をすることが難しいという人が多い。これは加入のメリットが少なく負担が重いということなので、町内会・自治会がもっと活動して、加入したほうが得だと思えるようにする必要がある。そのためには役員の資質向上策と一定の待遇が求められる時期に来たのではないかと考える。

<p>その他 ご意見</p>	<p>【城西地区】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・町内会に入りたくないからマンションに入居するとか、アパートの家主が町内会加入不要と話していると聞く。なかなか大変な運動ですがみんなで協力し合って取り組んで行きたいと思う。 ・加入のメリットがなく、特典のある方法を考えてほしい。 ・若者や高齢者は特に加入の必要性を感じておらず、魅力のある町内会づくりの方法を考えてほしい。 ・マンションに入る高齢者は周りとの付き合いがしたくないための住民が多く、強制せず安心して暮らせる体制づくりを考えてほしい。 <p>【津田地区】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・加入促進は全市民的活動がなければできない。また、加入率の高い都会地は、伝統的祭り・行事があり、それに参加するため当然のことと理解している。 ・次年度からは、事業所、各種団体等にも自治会活動への理解と加入促進の協力を呼びかけて欲しい。 <p>【古志原地区】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・説得力のある「自治会加入のメリット」とは何だろう。 ・加入運動に関わる役員の意欲を高める「自治会活動の意義」とは何だろう。（自治会長の単年任期の解消も含めて） <p>【宍道地区】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・町中と農村部とでは近所づきあいが違うと思う。 <p>【鹿島地区】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・鹿島自治連は役員の任期は少なくとも 2 ヶ年以上とするよう各単位自治会へ要請している。
--------------------	--

Ⅲ 先進地視察

1 大阪府八尾市への視察研修について

特例市である八尾市は、平成 23 年度から町会の役員、学識経験者、公募市民、市職員で構成する「町会加入促進検討会議」を設置して加入促進策を検討し、先進的な取り組みを行っている。

その検討会議で実際に加入促進の検討をされたメンバーの方から話をお聞きし、松江市における取り組みの検討に役立てるものため、視察研修を実施した。

2 視察研修の内容

- (1) 日 時：平成 25 年 11 月 14 日（木） 14：30～16：15
- (2) 視察先：八尾市自治振興委員会
- (3) 会 場：八尾市立総合体育館研修室
- (4) 出席者：
 - ・八尾市自治振興委員会 小松会長、玉田副会長、西田副会長、垣内会計監査、田中会計監査
 - ・事務局 八尾市市民ふれあい課 福島課長、北村参事、奥田課長補佐、大矢係長(進行)、木村主査、島田主査
 - ・松江市町内会・自治会連合会 役員 20 名、事務局 2 名 計 22 名
- (5) 八尾市自治振興委員会からの取組み説明
(「八尾市町会加入促進検討会議検討成果報告書(概要版)」に沿って説明)
 - ・町内会加入促進については市の第 5 次総合計画に記載されている。その一方で、町会加入世帯の減少が見られ、対策として「八尾市町会加入促進検討会議」（委員数 19 人）が設立された。
 - ・アンケートの実施、先進地視察などを行い、会議での調査、検討結果をまとめ、平成 24 年 3 月に「検討結果報告書」を作成した。
 - ・若い世代（20～40 代）やマンション居住者の加入率の低さが課題として浮き彫りとなった。また「町会活動に魅力を感じない」など加入のメリットが理解されていないことが多いことも分かった。
 - ・これを踏まえての八尾市での取組みは以下のとおり。

- ・加入の環境づくりの必要性の明確化が必要・・・加入メリット 5 本柱を決めて住民に周知
- ・新規建設マンションについては完成前に業者アプローチ、町会設置もしくは加入を促す
- ・住宅 2 戸以上の建設を伴う開発を行う場合、市（市民ふれあい課）に事前協議（開発担当課→市民ふれあい課への情報共有）するよう条例化。以前は 10 戸以上が対象
- ・毎年 3～4 月には本庁舎窓口に「加入促進コーナー」を設置。転入者等への呼びかけを行う
- ・各種イベント時には市職員、委員が出向き、加入促進 PR
 - ・・・クイズによる普及啓発、景品は加入促進用グッズ(エコバック、クリアファイル等)
- ・その他、公用車にマグネットシートを張り、加入を PR している

■ 質疑応答

松江市町内会自治会連合会（以下、町自連）：防犯灯への取組みについて聞きたい。

八尾市自治振興委員会（以下、八尾市）：八尾市には2種類の防犯灯がある。

- ・特別防犯灯：地区内に属せず人の通りはないが、防犯上必要なもの…行政で設置管理
- ・一般防犯灯：各地区内にあるもの…町会で設置して市が1/2補助。電気料金等の維持管理や蛍光灯切れ等の補修も同様に1/2補助。

町会において取組みに差があるが、積極的に取組むところもある。また最近市もLEDへ転換を勧めている。町会も省エネ、長寿命化等メリットも多いと感じている。

町会加入のメリットのひとつとして、防犯灯設置を挙げている。「加入者が増えれば、より多くの防犯灯を設置することができるから町会に加入しましょう」という発想で呼び掛けをしている。

町自連：松江市では電気料金は全額補助、防犯灯新設は2/3補助。これは八尾市より良いと思うが、一方でそのことが自治会加入促進につながらない。防犯灯に関してもっとPRが必要だと感じた。

八尾市：八尾市では設置費用、電気料金など含めて半額を町会が負担している。未加入の人は「人のお金で付けた灯りの下を歩いている」ということになる。歩かせないとは言わないが、突き詰めるとそういうことになる。ただ、松江市は電気料は全額補助なので、この理屈は成り立たない。

また、八尾市では戸建ては99%が加入している。加入に有効なのは子ども会の存在。町会と子ども会は常に連動しており、親は子ども会行事に参加させたいから町会に加入する、という家が多い。

町自連：八尾市ではごみ袋は町会を通じて無料でもらえるのか。

八尾市：ごみ袋は町会に加入すれば無料で配布してもらえる。ただし、未加入の方も市役所かコミュニティセンター（松江市の公民館にあたるもの）に自分で行けば無料でもらうことができる。

町自連：市政だよりの配布については。

八尾市：ごみ袋と同じ考え方で、加入者は町会を通じて自宅に配布される。市としては委員会に配布業務を委託している形になる。未加入者についても市役所やコミセン、また駅などに行けば手に入れることができる。

町自連：マンションに対する働きかけについて。

取り組み報告を聞いてよいと思ったのは、市とマンション業者が積極的に話し合いの場を持つようとしていることだと思った。どのように業者に切り込んでいくことになったのか。

八尾市：マンションを建設する宅建業者も業者同士の集まりがあり、そこに出向いて話

をさせてもらっている。地域コミュニティの重要性や、人は一人では生きられない等といった話をして、入居者に対し加入の話をしてもらうようお願いしている。

また住宅団地を新たに造成する際も同じ。開発の際に業者は必ず市役所を訪れる。その際に開発担当の課には市民ふれあい課にも協議に行くよう話をするように依頼している。

印象としては、業者は割とこちらの話に好意的。むしろ土地の地権者の方が「そんなことは知らない」と冷たい反応をすることが多い。

町自連：八尾市の高齢化率はどのくらいか。また、新しい町会を作る際の取り決めや支援策などがあれば教えてほしい。

八尾市：新たな町会ができる例で多いのは、開発業者から言っただくパターン。次に多いのは町会のある地区から転居しマンション住まいになった人などが、「ここには町会がないので新たに作ろう」と言って立ち上げるパターン。

現在八尾市には2棟の大きなマンション（計1,500戸入る予定）が新たに完成しつつある。あまりにも大きいので、ここは市が直接管理会社に接触して話をしている。また入居希望説明会の終わりごろを見計らって会場を訪れ、チラシを配りながら町会加入を呼び掛けたりしている。

市の高齢化率については23.3%（H23国勢調査より）。

八尾市：マンション、アパート暮らしの人は難しいと実感している。加入を呼び掛けに行っても断られることも多い。

当町会では、加入、未加入に関わらず、ごみ袋や市政だよりを配布している。配ることで町会の存在を知ってもらい、また足繁く通うことで「いつもご足労いただいているから…」と加入に結びつけた例もある。やはり「人づきあい」というものが大事だと思っている。

町自連：公民館と自治会、また民生児童委員との関係について聞きたい。また、加入促進に関する条例制定などの動きはあるか。

八尾市：公民館にあたると思われるのがコミュニティセンター（通称コミセン）と呼ばれるもので、中学校区単位に1つあり、市の施設として建設している。振興委員会の会議もそこで開催される。また、調理実習や習い事等もここで開催されている。

民生児童委員もコミセンを使うことが多い。

各種講座を開催しているので、発表会などがコミセンで催されることもある。

八尾市：条例制定については、こちらでも研究したことがあり、他市で条例制定した自治体を調べてみた。そこで作られたのは結果として呼びかけ程度のもの。加入を条例化で義務化することについては委員会の中でも賛否ある。個人の自由に対し市が縛りをつけることはいかかなものか、ということだった。

町自連：町会の会費は防犯灯の他にも、体協や社協などの各組織の負担金の支払い等もあると思う。会費に関係した取り組みがあれば聞きたい。

八尾市：体協、消防、福祉社協への負担はこちらでもある。会費に含めて各戸徴収する

ところがあれば、会費には含めず別途徴収するところもある。中には日赤等への募金も会費に含めて徴収するところもある。それぞれの町会が様々な会費設定をしている。会費の高いところは独自でいろいろな行事を行っている。

町自連：町内会等は人と人とのつながりが大事と思っている。松江市では全地区を対象とした市民体育大会を2年に1度開催しており、また各自治連でも体育祭を開催して住民同士のふれあいの場を作っている。

八尾市：八尾市でも地区の体育祭は行なっている。

会費に関しての反省点としては、町会ごとの会費に差がありすぎる。八尾市も地域差があり、中心市街地もあれば農村部もあり、活動な町会もあれば、そうでもないところもある。町会長がやる気を出さないとなかなかうまくいかない。会長も各戸順番で持ち回るところや、中には抽選で決めるところもある。

町自連：当地区も25年くらい前から学生用アパートの増により都市化が急速に進んだ。一方で高齢化も進んでいて、戸建てには独り暮らしのお年寄りも多くなった。なかには「町内会費を半額にしてもらいたい」という独居高齢者もいる。こうした問題について、八尾市ではどのように対応しているか。

八尾市：町会費を負けるという話は聞いたことがない。ただ、独り暮らしの高齢者をどう見守りするかというのは大事な問題。地区内で防災訓練を行った際も、見守り対象の高齢者は必ずチェックしていた。

あとは孤独死をいかに防ぐかという課題がある。八尾市でも年間10件程度起きている。どうやって独居高齢者の異変に気づくか。市では宅配業者や銀行など500社くらいの事業者と連携体制を作っている。今後この体制が徹底できればかなりのものになると思っている。

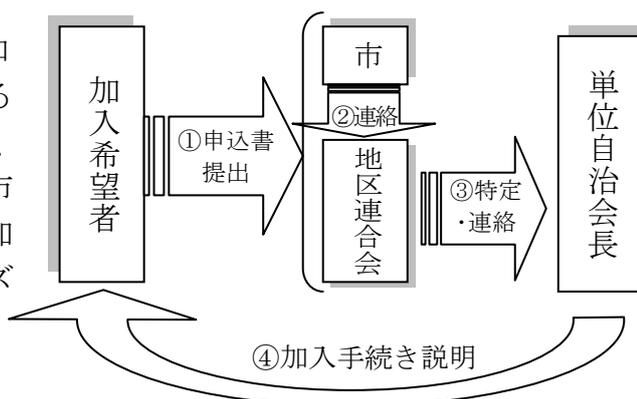
IV 具体的な加入促進への取り組み

1. 松江市町内会・自治会連合会の取り組み

1. 加入手続きの効率化

統一した加入申込書を作成し、各地区連合会事務局に常備

現在、加入申込書などはなく、口頭での加入申込がほとんどであるため、統一の加入申込書を作成し、各地区連合会事務局及び松江市市民生活相談課に常備することで、加入希望者の加入手続きをスムーズに行う。



2. 広報活動の強化

加入促進チラシの内容充実

現在の加入促進チラシに記載している自治会の活動内容①地域の安全を守る活動、②地域の親睦を図る活動、③地域の環境を守る活動に加えて、自治会は市報松江や各種広報紙など行政からの広報物を配布しており、身近な情報が自治会を通じてより詳しく入手できることなどのメリットを強調する。

3. 活動継続のための環境整備

役員の役割分担・軽減や自治会の統廃合など、活動を継続しやすい環境を整える

高齢者のみの世帯や介護を要する家族を抱える世帯などでは、役員負担の軽減を求める声も聞かれる。また、農山漁村地域、中心市街地、開発後相当経過した住宅団地など、少子高齢化の進んだ地域では特に対策が必要である。

【実際に行われている条件整備の例】

- ・ 高齢者のみの世帯における役員免除等
- ・ 近隣の小規模な自治会同志の統廃合検討
- ・ 自治会長をサポートする体制の整備（前年会長がサポート、1年目は見習い）

2. 行政の取り組み

1. 加入手続き窓口の設置

市民生活相談課の窓口「加入手続き窓口」を設置して、加入を呼びかける。転入・転居者の多い繁忙期（3月中旬～4月中旬）には、市民課へ「加入手続き窓口」を設置する

- (1) 市民生活相談課の窓口「加入手続き窓口」の看板をかかげ、市民課で転入・転居手続きを行った未加入世帯へ加入手続きの説明を行う。
※市民課で転入・転居手続きを行った市民の方が市民生活相談課へ廻っていただけるように、市民課で案内する。
- (2) 3月中旬から4月中旬の転入・転居者が多い時期には、市民課の届出窓口に隣接して「加入手続き窓口」を設置し、情報提供を行うことで加入手続きへと結びつける。

2. 企業の地域活動への協力による活動の活性化

地域活動に協力した企業を広く紹介し、地域活動へのインセンティブとすることで、自治会活動の活性化を図る。

自治会が行う地域の安全や環境を守る活動等に協力・貢献した企業を松江市報等に掲載して活動内容を広く紹介し、地域活動へのインセンティブとする。

企業が地域と共生することによって、少子高齢化等による自治会の担い手不足を補完するなど、自治会活動の活性化を図る。

3. 市職員の主体的な加入促進の取り組み

各地域における加入促進の呼びかけ

市職員自身が住む地域の各種イベントには積極的に参加する。

地域のイベント開催時には、加入促進ブースの設置等の効率的・有効的な方法を検討し、加入促進の取り組みを行う。

また、職員研修において地域活動への積極的な参加を呼びかける。

4. 加入促進チラシの窓口常備

市民と接する機会が多い部署に加入促進チラシを常備

次の部署の窓口に参加促進チラシを常備する

各支所市民生活課、固定資産税課（家屋調査）、市民活動センター、建築指導課（建築確認申請）、リサイクル都市推進課（ごみ収集、分別）、各公民館等

5. 加入メリットの充実

新規加入世帯への特典進呈

新たに自治会へ加入していただいた世帯には、特典として市内観光施設や温泉施設の割引券等を差し上げ、加入メリットの1つとする。

市内には、全国的にも素晴らしい施設が数多くあるため、その施設の紹介と訪れる機会を提供し、松江市に住むことの良さを感じていただく。

3. 松江市町内会・自治会連合会と行政が 協働して行う取り組み

1. 新築、未加入、既存の集合住宅・団地への働きかけ

集合住宅・マンション等の建築主、管理組合への働きかけ

(1) 新築マンション・住宅団地等への働きかけ

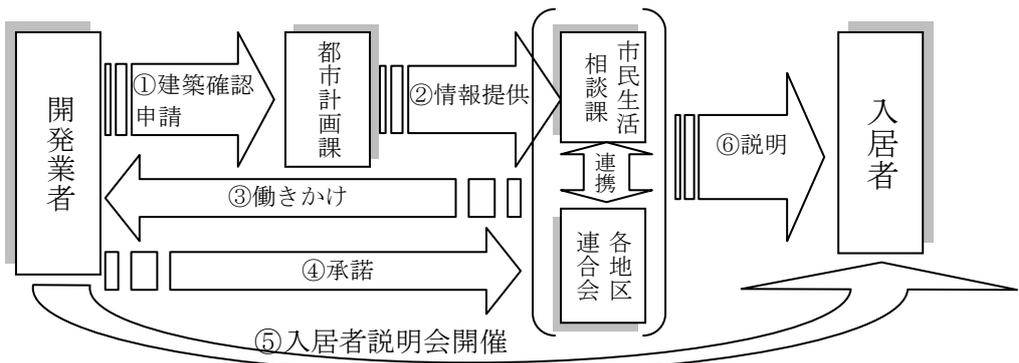
① 新築マンションへの働きかけ

マンション等の建築確認申請時において、建築主や不動産業者へ強く働きかける。

② 新興住宅団地への働きかけ

開発業者へ計画段階から加入促進の取り組みの協力を依頼する。まとまった数の戸建住宅の建設により新興住宅団地が開発される際に、情報をいち早くキャッチできる環境を整え、開発段階から事業者に対して、新たな自治会の設立もしくは近隣の自治会への加入促進への協力を依頼する。

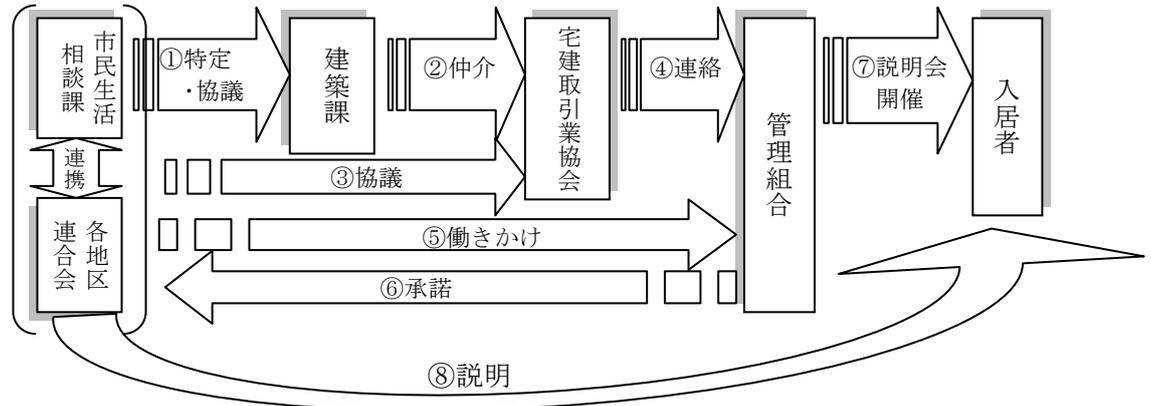
【手順】



(2) 既存未加入住宅への働きかけ

自治会未設立・未加入のアパート・マンション入居者への加入促進呼びかけについて、宅地建物取引業協会等と協議の上、該当の管理組合へ加入促進への協力を依頼する。

【手順】



2. 地域行事の参加案内に併せた加入呼びかけ

未加入世帯へ地域イベントへの参加案内に合わせて、市・地区連合会が一体となつての加入を呼びかける

市民アンケートでは、加入しない理由に「どのような活動をしているかわからない」が29.8%あるため、運動会・文化祭・夏祭りなどの各種地域イベントが行われる際に加入促進ブースを設置し、自治会の活動を知っていただくとともに、加入の呼びかけも併せて行う。行事への参加により住民との自然な交流の中で自治会加入のメリットを実感していただき、加入へとつなげる。

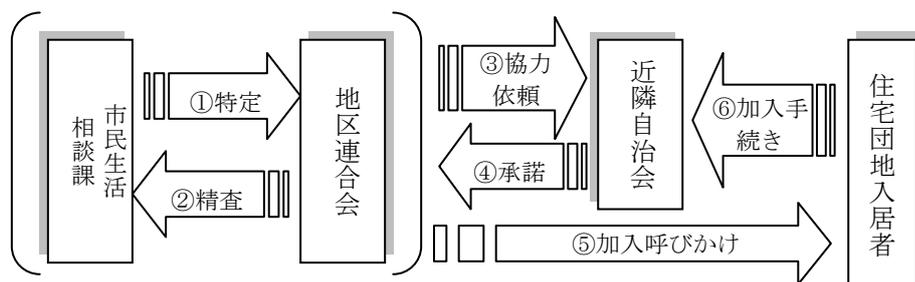
加入の呼びかけにあたっては、地区連合会と市が一体となって取り組む。

3. 加入促進期間の設定

加入呼びかけの強化月間を設け、新興住宅団地等に対して、近隣の自治会と市及び地区連合会で協働して加入促進活動を展開する

開発終了後に自治会が未結成・未加入の新興住宅団地等については、毎年秋季を目途として加入促進月間を設け、近隣の自治会と市及び地区連合会が協働で加入の呼びかけを強化する。

【手順】



V 資料

1 プロジェクトメンバー（敬称略）

氏名	地区連合会名	備考
石倉 國男	津田地区町内会・自治会連合会	
石倉 憲昭	八雲町自治会連合会	
井上 穰	鹿島自治連合会	前代表(H24年12月~H25年4月)
後藤 皖一	竹矢地区自治協会	代表(H25年4月~H26年3月)
大野 美雄	城北地区町内会連合会	
小数賀 安富	法吉地区自治会連合会	
松本 光弘	朝日地区町内会自治会連合会	

2 検討経過

年度	回	開催年月日	内容
平成24年度	1回	平成24年12月24日	・メンバー紹介 ・今後のスケジュールについて
	2回	平成25年1月17日	・地区や他市の取組み状況(調査)について
	3回	平成25年2月21日	・松江市、他市の状況(調査結果)について
	4回	平成25年3月21日	・中間報告書(案)について
		平成25年4月18日	・加入促進中間報告書策定
平成25年度	1回	平成25年10月15日	・平成24年度の検討経過他について ・平成25年度の取り組みについて ・先進地視察について
	2回	平成25年11月7日	・先進地視察(八尾市)について
	3回	平成25年11月26日	・先進地視察(八尾市)の結果等について
	4回	平成25年12月25日	・加入促進計画最終報告書(検討素案)について
	5回	平成26年2月5日	・加入促進計画最終報告書(案)について
		平成26年2月6日	・加入促進計画最終報告書を市長報告